



報道発表資料

報道関係者各位

令和5年8月18日（金）

【照会先】

山形労働局労働基準部賃金室

賃金室長 高橋 利明

賃金係 丹野 息吹

電話 023 - 624 - 8224

山形県最低賃金を46円引上げ、時間額900円に —山形地方最低賃金審議会答申—

山形地方最低賃金審議会（会長：村山^{むらやま ひさし} 永）は、8月18日（金）、現行の山形県最低賃金（854円）を46円引上げ（引上げ率5.39%）、時間額900円に改正するよう山形労働局長（局長：小林^{こばやし まなぶ} 学）に答申を行いました。

1 本年7月7日、山形労働局長から山形地方最低賃金審議会に対し諮問を行った山形県最低賃金（地域別最低賃金）の改正について、同審議会は審議の結果、8月18日、現行の最低賃金の時間額854円を46円引上げ（引上げ率5.39%）で、900円に改正することが適当である旨の答申を行いました。

効力発生の日は、令和5年10月14日の予定です。

2 今後、山形労働局は、この答申を踏まえ、内容についての異議申出に関する手続き等を経て、本年度の山形県最低賃金の改正決定に係る手続きを進めてまいります。

1 最低賃金について

(1) 適用

山形県最低賃金は、山形県内の事業場で働く全ての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用されます。

派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

(2) 金額

次の金額は最低賃金に算入されません。

- ①精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ②臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ③1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ④時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

2 山形県最低賃金改正状況（平成25年度～）

| 年 度 | 最低賃金額（時間額） | 引上げ額 | 引上げ率 |
|--------|------------|------|-------|
| 平成25年度 | 665円 | 11円 | 1.68% |
| 平成26年度 | 680円 | 15円 | 2.26% |
| 平成27年度 | 696円 | 16円 | 2.35% |
| 平成28年度 | 717円 | 21円 | 3.02% |
| 平成29年度 | 739円 | 22円 | 3.07% |
| 平成30年度 | 763円 | 24円 | 3.25% |
| 令和元年度 | 790円 | 27円 | 3.54% |
| 令和2年度 | 793円 | 3円 | 0.38% |
| 令和3年度 | 822円 | 29円 | 3.66% |
| 令和4年度 | 854円 | 32円 | 3.89% |
| 令和5年度 | 900円 | 46円 | 5.39% |